

令和 2 年 2 月定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(令和 2 年 2 月 2 6 日)

生 活 環 境 部

陳情(新規)

くらしの安心推進課

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																																									
2年-9号 (2.2.20)	生活環境	被害の実態に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書の提出について フラワーデモとっとりの会	【現状】 1 性暴力被害者支援センターとっとりの相談・支援状況 (H30年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動件数</th> <th>被害・相談内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話相談</td> <td>219件</td> <td rowspan="3">性犯罪、性虐待、DV、セクハラなど</td> </tr> <tr> <td>面接相談</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>付添支援・連携支援等</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>311</td> <td>対前年比: 164件増(2.1倍)</td> </tr> </tbody> </table> 2 性暴力被害の実態 (単位: %) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>鳥取県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 異性から無理やり性交等された経験</td> <td>4.9</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>2) 被害について相談したかどうか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談した</td> <td>43.2</td> <td>39.0</td> </tr> <tr> <td>どこ(誰)にも相談しなかった</td> <td>52.3</td> <td>56.1</td> </tr> <tr> <td>その他・無回答</td> <td>4.5</td> <td>4.9</td> </tr> </tbody> </table> 【出典】鳥取県: 令和元年度鳥取県男女共同参画意識調査 全国: 平成29年度内閣府男女間における暴力に関する調査 3 国の検討状況 平成29年の刑法改正の際に、附則第9条に法施行後3年を目途に、性犯罪等の実態に即した制度の見直しを検討する旨が規定され、現在、国では、「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」を設置し、制度の見直しに資する性犯罪の実態に関する調査等が進められている。 【県の取組状況】 1 平成29年1月に、県、医療機関、司法関係者等で構成する鳥取県性暴力被害者支援協議会が「性暴力被害者支援センターとっとり(愛称: クローバーとっとり)」を開設し、性暴力被害者に対する電話・面接相談、医療的・法的支援など総合的な支援の取組を進めている。 2 令和元年10月1日から相談時間を拡大するとともに、「性暴力被害者支援センター」の事務局を「とっとり被害者支援センター」に移管し、急性期から中長期にわたり被害者の支援を一体的に行うよう体制強化を図った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>拡大後の相談時間</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話相談</td> <td>週5日(月～金)</td> <td rowspan="3">R元.10.1～</td> </tr> <tr> <td>月・水・金: 10時～16時、18時～20時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火・木: 10時～16時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 県は、センターへの財政的な支援を行うとともに、性暴力被害者支援の必要性を周知啓発するため、センターと連携して、リーフレット、ステッカーやホームページ、SNS(ツイッター、フェイスブック)などによる広報活動を実施している。さらに、県民向けの公開講座(年3回程度開催)や、市町村、高校、大学等の福祉入権研修の場で「性暴力被害者支援」をテーマとした出前説明会を開催し、県民理解の場を増やしている。	区分	活動件数	被害・相談内容	電話相談	219件	性犯罪、性虐待、DV、セクハラなど	面接相談	32	付添支援・連携支援等	60	計	311	対前年比: 164件増(2.1倍)	区分	鳥取県	全国	1) 異性から無理やり性交等された経験	4.9	4.9	2) 被害について相談したかどうか			相談した	43.2	39.0	どこ(誰)にも相談しなかった	52.3	56.1	その他・無回答	4.5	4.9	内容	拡大後の相談時間	実施時期	電話相談	週5日(月～金)	R元.10.1～	月・水・金: 10時～16時、18時～20時		火・木: 10時～16時	
区分	活動件数	被害・相談内容																																										
電話相談	219件	性犯罪、性虐待、DV、セクハラなど																																										
面接相談	32																																											
付添支援・連携支援等	60																																											
計	311	対前年比: 164件増(2.1倍)																																										
区分	鳥取県	全国																																										
1) 異性から無理やり性交等された経験	4.9	4.9																																										
2) 被害について相談したかどうか																																												
相談した	43.2	39.0																																										
どこ(誰)にも相談しなかった	52.3	56.1																																										
その他・無回答	4.5	4.9																																										
内容	拡大後の相談時間	実施時期																																										
電話相談	週5日(月～金)	R元.10.1～																																										
月・水・金: 10時～16時、18時～20時																																												
火・木: 10時～16時																																												

【陳情の要旨】

鳥取県議会から国会及び政府に対して、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)附則第9条の趣旨を尊重し、施行後3年にあたる今年7月に向け、改正時に積み残した課題を検討し、被害の実態に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しに取り組むことを求める意見書を提出すること。